# 一般社団法人日本キンボールスポーツ連盟指導者・レフリー資格に関する規程

## 第１章　総則

（目的）

第１条 この規程は、一般社団法人日本キンボールスポーツ連盟（以下「当法人」という。）の指導者資格制度及びレフリー資格制度に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第１条の２　この規程において、「指導者」とは、競技者又は指導者育成のため、個々人の年齢、性別・技能レベル及びニーズなどに合わせた指導・強化にあたる者をいう。

２　この規程において、「レフリー」とは、キンボールスポーツの試合をルールに則って厳密かつ円滑に進行・成立させる役割を担い、判定を下す者をいう。

## 第２章　指導者資格制度

（種別）

第２条　指導者資格は、次の４種類とする。

(1) キンボールスポーツリーダー

(2) キンボールスポーツＣ級コーチ

(3) キンボールスポーツＢ級コーチ

(4) キンボールスポーツＡ級コーチ

（リーダーの要件及び役割）

第３条　キンボールスポーツリーダー（以下「リーダー」という。）になろうとする者は、次の全ての要件を満たさなければならない。

(1) 満 15 歳以上（中学生は不可）であること。

(2) 当法人の普通会員であること。

(3) 当法人の認定する講師が指導する当法人承認のリーダー講習会を受講すること。

(4) 所定の登録用紙を提出すること。

(5) 認定登録料 1,000 円を納めること。

２　リーダーには、会員証にリーダー資格を持つことが記載される。

３　リーダーは、キンボールスポーツの普及活動に努めなければならない。

４　リーダーは、当法人承認の体験会を開催することができる。

（Ｃ級コーチの要件及び役割）

第４条　キンボールスポーツＣ級コーチ（以下「Ｃ級コーチ」という。）になろうとする者は、次の全ての要件を満たさなければならない。

(1) リーダーであること。

(2) 当法人の認定する講師が指導する当法人承認のＣ級コーチ講習会を受講すること。

(3) Ｃ級コーチ認定試験（筆記・受験料 2,000 円）に合格すること。

(4) 所定の登録用紙を提出すること。

(5) 認定登録料 2,000 円を納めること。

２　Ｃ級コーチには、会員証にＣ級コーチ資格を持つことが記載される。

３　Ｃ級コーチは、キンボールスポーツの普及活動及びリーダーの育成に努めなければならない。

４　Ｃ級コーチは、当法人承認の体験会及びリーダー講習会を開催することができる。

５　Ｃ級コーチは、ジャパンオープン・男子部門、女子部門、混合部門、Ｏｖｅｒ４０部門等のオフィシャルルールの部門において、アシスタントコーチを務めることができる。

（Ｂ級コーチの要件及び役割）

第５条　キンボールスポーツＢ級コーチ（以下「Ｂ級コーチ」という。）になろうとする者は、次の全ての要件を満たさなければならない。

(1) Ｃ級コーチであること。

(2) 当法人の認定する講師が指導する当法人承認のＣ級コーチ講習会を受講すること。

(3) Ｂ級コーチ認定試験（筆記・受験料 5,000 円）に合格すること。

(4) 所定の登録用紙を提出すること。

(5) 認定登録料 5,000 円を納めること。

２　Ｂ級コーチには、会員証にＢ級コーチ資格を持つことが記載される。

３　Ｂ級コーチは、キンボールスポーツの普及活動及びリーダー及びＣ級コーチの育成に努めなければならない。

４　Ｂ級コーチは、当法人承認の体験会、リーダー講習会及びＣ級コーチ講習会を開催することができる。ただし、Ｃ級コーチ講習会を開催するには、当法人の定める研修を受講しなければならない。

５　Ｂ級コーチは、ジャパンオープン・男子部門、女子部門、混合部門、Ｏｖｅｒ４０部門等のオフィシャルルールの部門において、アシスタントコーチ及びヘッドコーチを務めることができる。

（Ａ級コーチの要件及び役割）

第６条　キンボールスポーツＡ級コーチ（以下「Ａ級コーチ」という。）になろうとする者は、次の全ての要件を満たさなければならない。

(1) Ｂ級コーチであること。

(2) リーダー講習会またはＣ級コーチ講習会を指導担当したことがあること。

(3) 正会員、理事又は専門委員会(定款第 52 条に定める専門委員会をいう。以下同じ。)の推薦があること。

(4) 当法人の指導者養成委員会(専門委員会のうち、指導者を養成するための委員会をいう。)が指導する当法人承認のＡ級コーチ講習会を受講すること。

(5) Ａ級コーチ認定試験（筆記及び実技・受験料 10,000 円）に合格すること。

(6) 所定の登録用紙を提出すること。

(7) 認定登録料 10,000 円を納めること。

２　Ａ級コーチには、会員証にＡ級コーチ資格を持つことが記載される。

３　Ａ級コーチは、キンボールスポーツの普及活動及びリーダー、Ｃ級コーチ及びＢ級コーチの育成に努めなければならない。

４　Ａ級コーチは、当法人承認の体験会、リーダー講習会、Ｃ級コーチ講習会及びＢ級コーチ講習会を開催することができる。ただし、Ｃ級コーチ講習会又はＢ級コーチ講習会を開催するには、当法人の定める研修を受講しなければならない。

５　Ａ級コーチは、ジャパンオープン・男子部門、女子部門、混合部門、Ｏｖｅｒ４０部門等のオフィシャルルールの部門において、アシスタントコーチ及びヘッドコーチを務めることができる。

（資格期間）

第７条　第２条の資格を取得した者の指導者資格の期間は、当法人における手続き完了日より当該事業年度終了の日までとする。

２　指導者資格を有する者が資格の更新をする場合には、毎年、更新料（Ｃ級コーチ 2,000 円、Ｂ級コーチ 3,000 円、Ａ級コーチ 5,000 円）を支払わなければならない。

## 第３章　レフリー資格制度

（種別）

第８条　レフリー資格は、次の３種類とする。

(1) Ｃ級レフリー

(2) Ｂ級レフリー
(3) Ａ級レフリー
（Ｃ級レフリーの要件及び役割）
第９条　Ｃ級レフリーになろうとする者は、次の全ての要件を満たさなければならない。
(1) リーダーであること。
(2) 当法人の認定する講師が指導する当法人承認のＣ級レフリー認定講習会を受講すること。
(3) Ｃ級レフリー認定試験（筆記及び実技・受験料 2,000 円）に合格すること。
(4) 所定の登録用紙を提出すること。
(5) 認定登録料 2,000 円を納めること。
２　Ｃ級レフリーには、会員証にＣ級レフリー資格を持つことが記載される。
（Ｂ級レフリーの要件及び役割）
第 10 条　Ｂ級レフリーになろうとする者は、次の全ての要件を満たさなければならない。
(1) 前年度において満 60 歳未満であること。
(2) Ｃ級レフリーであること。
(3) 次のいずれかの要件を満たしていること。
ア 当法人の正会員又は理事の推薦があること。
イ 地域の大会にて３回以上レフリーを務めた経験があること。ただし、大会主催者の証明を必要とする。
(4) Ｂ級レフリー認定試験（筆記及び実技・受験料 5,000 円） に合格すること。
(5) 所定の登録用紙を提出すること。
(6) 認定登録料 5,000 円を納めること。
２　Ｂ級レフリーには、会員証にＢ級レフリー資格を持つことが記載される。
（Ａ級レフリーの要件及び役割）
第 11 条　Ａ級レフリーになろうとする者は、次の全ての要件を満たさなければならない。
(1) 前年度において満 60 歳未満であること。
(2) Ｂ級レフリーであること。
(3) 当法人の競技委員会(専門委員会のうち、レフリーを育成するため

等の委員会をいう。)の推薦があること。

(4) Ａ級レフリー認定試験（筆記及び実技・受験料 10,000 円）に合格すること。

(5) 所定の登録用紙を提出すること。

(6) 認定登録料 10,000 円を納めること。

２　Ａ級レフリーには、会員証にＡ級レフリー資格を持つことが記載される。

（エグゼクティブレフリー資格）

第 12 条　諸般の事情により、Ａ級レフリー又はＢ級レフリーとしての活動が困難となった者に、これまでの経験並びに知識を活かして、地域におけるレフリー人材の育成、正しいルールを伝える役割を引き続き担ってもらうことを目的として、エグゼクティブレフリー資格制度を設ける。

（エグゼクティブＢ級レフリーの要件）

第 13 条　エグゼクティブＢ級レフリーになろうとする者は、次の全ての要件を満たさなければならない。

(1) 前年度においてＡ級レフリー資格又はＢ級レフリー資格を保有していること。

(2) 当年度における実技更新試験前にエグゼクティブＢ級レフリー資格への移行を表明すること。

(3) 当年度において、Ａ級レフリー又はＢ級レフリー対象の更新講習（講義）を受講すること。

２　エグゼクティブＢ級レフリーには、会員証にエグゼクティブＢ級レフリー資格を持つことが記載される。

（エグゼクティブＢ級レフリーにおけるＢ級レフリー再認定の要件）

第 14 条　エグゼクティブＢ級レフリーがＢ級レフリーの再認定を受けようとする場合は、次の全ての要件を満たさなければならない。

(1) 前年度において満 60 歳未満であって、エグゼクティブＢ級レフリー資格を保有していること。

(2) 当年度における実技更新試験前にＢ級レフリー資格への移行を表明すること。

(3) 当年度におけるＡ級レフリー又はＢ級レフリー対象の更新講習（講義）を受講し、実技更新試験において、当法人が事前に公表する合格点を獲得すること。

（エグゼクティブＡ級レフリーの要件）

第15条　エグゼクティブＡ級レフリーになろうとする者は、次の全ての要件を満たさなければならない。

(1) 前年度においてＡ級レフリー資格を保有していること。

(2) 当年度における実技更新試験前にエグゼクティブＡ級レフリー資格への移行を表明すること。

(3) 当年度において、Ａ級レフリー又はＢ級レフリー対象の更新講習（講義）を受講すること。

２　エグゼクティブＡ級レフリーには、会員証にエグゼクティブＡ級レフリー資格を持つことが記載される。

（エグゼクティブＡ級レフリーにおけるＡ級レフリー再認定等の要件）

第16条　エグゼクティブＡ級レフリーがＡ級レフリーの再認定を受けようとする場合は、次の全ての要件を満たさなければならない。

(1) 前年度において満６０歳未満であって、エグゼクティブＡ級レフリー資格を保有していること。

(2) 当年度における実技更新試験前にＡ級レフリー資格への移行を表明すること。

(3) 当年度におけるＡ級レフリー又はＢ級レフリー対象の更新講習（講義）を受講し、実技更新試験において、当法人が事前に公表する合格点を獲得すること。

２　前項第３号の規定よる実技更新試験において、合格点を獲得することができなかった者が、Ｂ級レフリーとしての合格点を獲得した場合は、Ｂ級レフリーとして再認定を受けることができる。

（資格期間）

第17条　第８条又は第12条の資格を取得した者のレフリー資格の期間は、当法人における手続き完了日より当該事業年度終了の日までとする。

２　レフリー資格を有する者が資格の更新をする場合には、毎年、更新料（Ｃ級レフリー2,000円、Ｂ級レフリー及びエグゼクティブＢ級レフリー3,000 円、Ａ級レフリー及びエグゼクティブＡ級レフリー5,000 円）を支払わなければならない。

第４章　雑則

（資格の喪失）

第18条　指導者及びレフリーは、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 登録手続及び認定登録料の納付が行われていないとき。

(2) 資格の更新の要件を満たしていないとき。
(3) 本人から資格の返上の手続があったとき。
（変更）
第 19 条　この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。
（その他）
第 20 条　この規程の施行に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附　則
（施行期日）
１　この規程は、２０２３年４月１日から施行する。
（Ｂ級コーチ資格の特例）
２　第 18 条各号のいずれかに該当し、２０２２年度以前のキンボールスポーツマスター資格を喪失した場合であっても、次の各号の要件を全て満たした場合には、Ｂ級コーチ資格の再認定を受けることができる。その場合の資格の有効期間は、当法人における手続き完了日より当該事業年度終了の日までとする。
(1) 当法人、当法人各委員会又は正会員の推薦があること。
(2) Ｂ級コーチの移行講習の講義を受講し、レポートを提出すること。
(3) 前号の受講料及び１年分の資格更新料を納めること。
３　前項の規定にかかわらず、前項第１号の要件を満たさない者であって、以前にキンボールスポーツマスターの資格を取得し、現在、当該資格を喪失し、キンボールスポーツリーダーの資格を保有しているものは、前項第２号及び第３号の要件に加え、キンボールスポーツマスターの更新料とキンボールスポーツリーダーの更新料との差額にキンボールスポーツマスターの資格を喪失していた年数分を乗じた額を納めた場合には、Ｂ級コーチ資格の再認定を受けることができる。
（Ｂ級レフリー資格の特例）
４　第 18 条各号のいずれかに該当し、Ｂ級レフリー資格を喪失した場合であっても、次の各号の要件を全て満たした場合には、Ｂ級レフリー資格の再認定を受けることができる。その場合の資格の有効期間は、当法人における手続き完了日より当該事業年度終了の日までとする。
(1) 当法人、当法人各委員会又は正会員の推薦があること。
(2) Ｂ級レフリーの更新講習（講義及び実技）を受講し、合格すること。
(3) 前号の受講料及び１年分の資格更新料を納めること。

５　前項の規定にかかわらず、前項第１号の要件を満たさない者であって、以前にＢ級レフリーの資格を取得し、現在、当該資格を喪失し、Ｃ級レフリーの資格を保有しているものは、前項第２号及び第３号の要件に加え、Ｂ級レフリーの更新料とＣ級レフリーの更新料との差額にＢ級レフリーの資格を喪失していた年数分を乗じた額を納めた場合には、Ｂ級レフリー資格の再認定を受けることができる。

（Ｂ級コーチ資格及びＢ級レフリー資格の特例の失効）

６　附則第２項から前項までの規定は、２０２６年３月３１日限り、その効力を失う。

附　則

この規程は、２０２３年５月２８日から施行する。

附　則

この規程は、２０２３年１０月１９日から施行する。

附　則

この規程は、２０２４年５月２６日から施行する。